

# 事業主の皆様へ 被扶養者資格の再確認にご協力をお願いします

## 被扶養者確認実施の流れ

- ① 事業主様へ「被扶養者状況リスト」が協会けんぽより送付されます。
- ② 下記「被扶養者について」をご確認ください。
- ③ 竹内社労士事務所まで情報をお知らせ下さい。当事務所より協会けんぽへ手続きを行います。

協会けんぽでは、健康保険の被扶養者になっている方について、現在も被扶養者の要件を満たしているかどうか、年に一回再確認を行っています。

就職などにより勤務先で健康保険に加入したにもかかわらず、被扶養者解除の届出が提出されず、二重加入になっている方が、毎年度多く見受けられます。

これは、皆様の保険料負担をこれ以上増やさないためにも必要な再確認ですので、ぜひともご協力をお願いいたします。

## 実施期間

- ① 事業主様へ「被扶養者状況リスト」を5月末～6月下旬に順次送付されます。
- ② 該当条件をご確認のうえ本年7月末日までに当事務所までご提出ください。

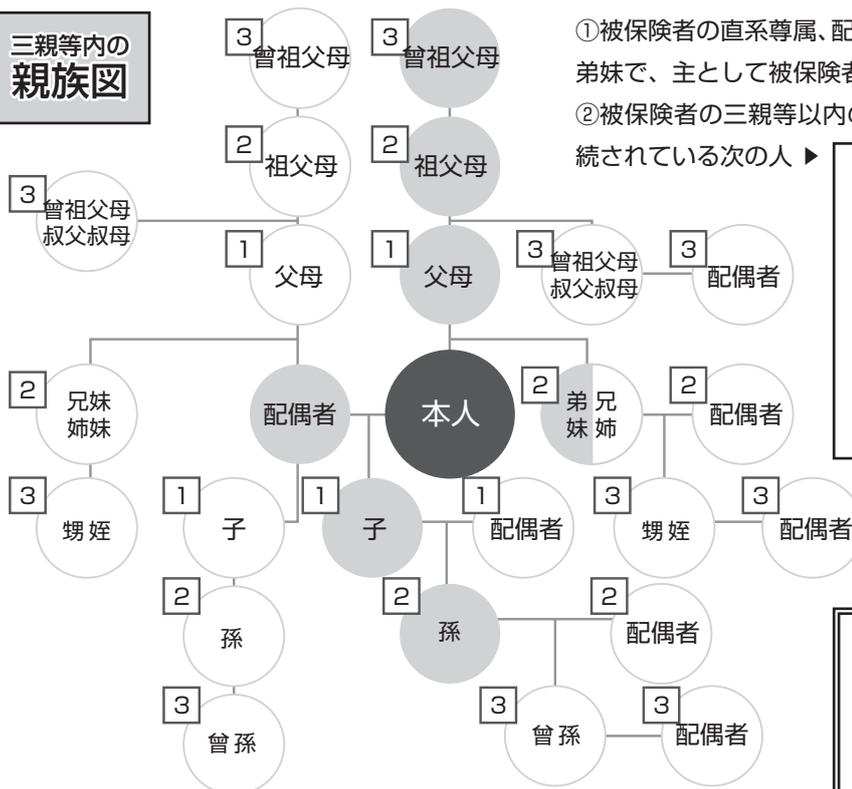
## 再確認の対象者

### 協会けんぽに加入している被扶養者様(加入者ご家族)

- ①②両方に該当する方
- ①平成27年4月1日において、18歳以上の方
  - ②平成27年3月31日までに扶養認定された方

## 被扶養者について

### 三親等内の親族図



- ①被保険者の直系尊属、配偶者（事実上婚姻関係と同様の人を含む）、子、孫、弟妹で、主として被保険者に生計を維持されている人
- ②被保険者の三親等以内の世帯で主として被保険者の収入により生計を継続されている次の人 ▶

- 1) 被保険者の三親等以内の親族（①に該当する人を除く）
- 2) 被保険者の配偶者で、戸籍上婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の人のおよび子
- 3) 2の配偶者が亡くなった後における父母および子

### ◆ご確認いただきたいこと◆

- ①事業主様において、「所得税上の扶養親族」になっているかの確認。
- ②「所得税上の扶養親族」になっていない場合は、被保険者本人に扶養親族の所得の確認を行ってください。

□ 内の数字は親等数   ● は同居でも別居でもよい   ○ は同居が条件